

○「医療法人の基金について(平成19年医政発第0330051号)」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 基金の手続</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① 設立に係る都道府県知事の認可の年月日</p> <p>② 法第44条第2項第1号、第4号、<u>第8号及び第11号</u>に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～14 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 税務当局への届出</p> <p>基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 基金の手続</p> <p>2、2 (略)</p> <p>3 基金の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。</p> <p>① 設立に係る都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、厚生労働大臣)の認可の年月日</p> <p>② 法第44条第2項第1号、第4号、<u>第7号及び第10号</u>に掲げる事項</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～14 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 税務当局への届出</p> <p>基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたと</p>

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	
(削除)	
(後略)	

きは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事(地方厚生局長)の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出すること。

別添

社団医療法人(基金拠出型)の定款例	備考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	
第4章 社員	
(後略)	